

**今後の治水対策のあり方について中間とりまとめ（案）
に関する意見募集等の結果について**

－その抜粋（遠藤）－

2. 結果の概要

(1) 意見提出者

- ・意見募集（一般）：402（個人 314、団体 88）
- ・意見照会：58 機関

(2) のべ意見

- ・2,885 件

(3) 頂いた御意見の概要と頂いた御意見に対する考え方

意見番号 章 番号	頂いた御意見の概要	頂いた御意見に対する考え方
全般		
全一1	<p>中間とりまとめ（案）で示された個別ダムの検証に関する記述は抜本的に修正すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「できるだけダムにたよらない治水」という観点から、ダム検証の仕組みを抜本的に修正すべき。 ・事業主体がダム建設を推進する構造を変えるべき。 ・これまで事業を追認してきた従来の再評価の仕組みを検証に当てはめるべきではない。 	<p>今回の個別ダムの検証は、従来のダムの代替案検討においてよく用いられてきた河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広い治水対策案を検討し、様々な評価軸による評価を行うなど、これまでと異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしています。</p>
全一11	<p>検証に係る検討に当たっては、関係住民の意見を尊重すべき</p>	<p>検証に係る検討に当たっては、<u>透明性の確保を図り、地域の意向を十分に反映するための措置を取ることが重要と考えています</u>。検討過程においては、主要な段階でパブリックコメントを行い、広く意見を募集すること、関係住民の意見を聴くこととしています。</p>
はじめに		
第1章 今後の治水対策の方向性		
第2章 個別ダム検証の理念		
第3章 個別ダム検証の進め方		
3-1	<p>以下のようなダムは、検証対象に加えるべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本体工事の契約を行っているなど、現在事業中の全てのダム 	<p>検証の対象については、平成22年度に事業が・われるダム事業のうち、事業の進捗状況、事業の性格等の観点から、<u>本体工事に着手しており仮に検証を行っても反映しえ</u></p>

	<ul style="list-style-type: none"> • 既に完成したダム • 過去に中止したダム 	<p><u>ないもの</u>など、一定の客観的要件を満たす事業を除いた全てのダム事業を対象としたと承知しています。</p>
3-13	<p>検証は、ダム事業者を検討主体とするのではなく、第三者機関で行うべき。</p> <p>ダム事業者はダムを推進してきた機関であり、検討主体となるのは不適當である。</p> <p>住民参加を保証した第三者機関によってしか、客観的・科学的な検証ができない。</p>	<p>地方整備局等、水機構、都道府県は、ダム事業を自ら実施（「直轄ダム」は国土交通大臣が事業を実施するものであるが、その実務の大部分は地方整備局等が実施）し、検証に係る検討に必要となる情報等を保有しており、検討主体となって、責任を持って検討することが適切であると考えています。</p> <p>なお、検証に係る検討に当たっては、予断を持たずに検討を行うよう、本中間とりまとめでお示しする手順や手法で実施するとともに、<u>情報公開、パブリックコメント、関係住民の意見聴取等を行い、透明性の確保を図り、地域の意向を十分に反映するための措置を講じることが必要</u>であると考えています。</p>
3-14	<p>補助ダムは、都道府県知事だけでなく、国土交通大臣の下でも検証し、その結果を公表すべき。</p>	<p>検証に係る検討は検討主体が責任をもって行い、その結果を国土交通大臣に報告することとしています。</p> <p>なお、補助ダムの場合、対応方針を決定するのは都道府県であり、国土交通大臣補助・交付等に係る対応方針を決定することとしています。</p>
3-18	<p>「関係地方公共団体からなる検討の場」は、設置すべきでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 関係地方公共団体のほとんどはダム推進の立場である。 • ダム推進を求める意見に集約されることは目に見えている。 	<p>今回の個別ダムの検証に当たっては、治・対策案についてこれまでの河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広く検討すること等が重要であると考えています。このような検討を的確に進めるためには、当該地域の・地利・や住民の安全等について様々な法令等に基づいて行政上の責任を有する関係地方公共団体の長と密接な連携を図ることが重要であり、「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置することが必要であると考えています。</p>
3-20	<p>「関係地方公共団体からなる検討の場」でなく以下のような場で検討すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> • ダム推進意見とダム批判的意見を有する者を 	<p>同上</p>

	<p>半数ずつ含む場</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民を委員とし、河川や治・に関・を持つ NPO、NGO から選任された委員を必ず含む場 	
3-25	「関係地方公共団体」は、どのような者を想定しているのか示すべき。	<p><u>「関係地方公共団体」</u>とは、基本的には、<u>洪・の氾濫想定地域や流域をその区域に含む地方公共団体を想定しています。</u></p> <p>なお、<u>必要に応じ、新規利水の給水区域をその区域に含むなど当該検証対象ダムの目的との関係が深い地方公共団体を加えることも考えられます。</u></p>
3-26	「関係地方公共団体からなる検討の場」については、関係地方公共団体が多い場合等でも、全ての関係地方公共団体を対象とすべき。	<p>「関係地方公共団体」は、意見番号（3-25）で述べた団体を想定していますが、関係地方公共団体の数が多いなど、全ての関係地方・公共団体で構成することが現実的でないような場合は、河川や流域の特性を踏まえ、必要に応じ代表者を選定するなどの工夫をすることとしています。</p>
3-28	「関係住民」は、どのような者を想定しているのか示すべき。	<p><u>「関係住民」</u>は、<u>河川法第16条の2（河川整備計画）の第4項規定する「関係住民」を想定しています。</u>「関係住民」とは、河川整備計画が対象とする河川と関係のある地域の住民であり、計画の内容によって様々ですが、<u>基本的には、洪水の氾濫想定地域や流域の住民が想定される</u>と承知しています。</p>
3-29	パブリックコメントを行うことが記載されており、関係住民の意見聴取についての記載は必要か。	<p>「関係住民の意見を聴く」は、河川法第16条の2（河川整備計画）の手続きに準じて行うことを想定して記述しています。また、それ以外にも検討過程の主要な段階でパブリックコメントを行い、広く意見を募集する場合があると考えられることから、別途記述しています。</p> <p>なお、これらのような考え方を踏まえ修文することとします。</p>
3-30	地域住民に対する説明を十分に行うことは重要である。	<p>検証に係る検討に当たっては、透明性の確保を図り、地域の意向を十分に反映するための措置を取ることが重要と考えています。検討過程においては、主要な段階でパブリックコメントを行い、広く意見を募集</p>

		<p>すること、関係住民の意見を聴くこととして しています。</p>
3-31	<p>パブリックコメントや意見聴取だけでは、不 十分である。</p> <ul style="list-style-type: none"> • ダム見直しを求める住民が含まれるかどうか が定かでない。 • 検証作業に意見が反映されることは期待でき ない。 	<p><u>地域の意向を十分に反映するための措置を 講じることが重要であり、パブリックコメ ントを行うこと、関係住民の意見を聴くこ ととしています。</u></p> <p>なお、「関係住民」は、河川法第16条の2 (河川整備計画)の第4項で規定する「関 係住民」を想定しています。「関係住民」と は、河川整備計画が対象とする河川と関係 のある地域の住民であり、計画の内容によ って様々ですが、基本的には、洪水の氾濫 想定地域や流域の住民が想定されると承知 しています。</p>
3-33	<p>「関係住民の意見を聴く」について、どのよ うに合意形成、意志決定等を行うのか明確にす べき。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 聴き置かれるだけでは、問題は解決しない。 	<p><u>「関係住民の意見を聴く」等の手法につい ては、地域の実情に応じて対応されるべき であり、一律にお示しすることは適当でな いと考えています。</u></p>
3-35	<p>淀川水系流域委員会をモデルにすべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 公開の場で住民参加のもと、検証を行うこと が必要 	<p>「学識経験を有する者の意見を聴く」等の 手法については、<u>地域の実情に応じて対応 されるべきであり、一律にお示しするこ とは適当でないと考えています。</u></p>
3-37	<p>検証に係る検討に当たり、検討主体は、関係 自治体の議会の意見を聞くべき。</p>	<p>検証に係る検討の段階で検討主体が関係地 方公共団体の長に意見を聴く際に、関係地 方公共団体の長が当該地方公共団体の議会 に意見を聴くことを妨げるものではないと 考えています。</p>
3-39	<p>検討主体による対応方針(案)等の決定に当 たっては、第三者機関による審査が必要であ る。</p>	<p>検討主体は、<u>事業評価監視委員会の意見を 聴き</u>、対応方針(案)(補助ダムにおいては 「対応方針」)を決定することとしていま す。</p> <p>なお、再評価実施要領において、事業評価 監視委員会は、「学識経験者等の第三者から 構成される委員会」と定義されています。</p>
3-41	<p>事業評価監視委員会の意見聴取は不相当で ある。</p> <ul style="list-style-type: none"> • これまで事業者の対応方針を追認してきてお り、同じような結果になるはず。 	<p>今回の個別ダムの検証は、事業の再評価の 枠組みを活・するため、国・交通省公共事業 の再評価実施要領に基づき、事業評価監視 委員会の意見を聴くことが必要であると考 えています。</p> <p>なお、今回の個別ダムの検証は、意見番号</p>

		(全-1)で述べたとおり、これまでとは異なる手順や手法で、予断を持たずに検証を進めることとしており、事業評価監視委員会の意見がこれまでと同じになるとは限らない場合があると考えています。
3-43	<p>事業評価監視委員会へは、結果報告とすべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川整備計画の策定・変更を行った場合には再評価の手続きが行われたものとして位置付けられ、報告することとなっている。 	意見番号(3-41)で述べたとおり、事業評価監視委員会の意見を聴くことが必要であると考えています。今回の個別ダムの検証においては、 <u>検証の結果に応じ、検証後に河川整備計画の変更等の手続きを行うことを想定しています。</u>
第4章 検証対象ダム事業等の点検		
4-5	<p>検証対象ダム事業等の点検については、関係者に対して、点検に用いた基礎資料を示し、詳細かつ合理的に説明すべき。</p>	<u>検証対象ダム事業等の点検に当たって用いた基礎資料については、適切に情報公開を行うことが重要であり、関係者に対しても同様であると考えています。</u>
4-8	<p>点検に以下のような項目を加えるべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 水没予定地等との調整の経緯 過去の洪・被害とその原因 計画時点におけるダムの必要性 	今回の個別ダムの検証に当たっては、流域及び河川の概要として特徴的な治水の歴史、現在の治水計画等を、検証対象ダム事業の概要として目的、経緯等を整理することとしています。
4-11	<p>点検に以下のような項目を加えるべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 堆砂対策等の維持管理や撤去までの費用をコストとして参入すべき。 	第4章では建設に要する総事業費を点検することを想定しています。 <u>なお、堆砂対策等については、例えば、維持管理段階で堆砂対策を講じることが適当と考えられるような場合には、第7章評価軸の「コスト」において維持管理に要する費用として評価することができることとなると考えています。</u>
4-14	<p>点検に以下のような項目を加えるべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 水需要予測 	水需要予測については、利水の観点からの検討の際に、 <u>利水参画者に対し、開発量として何 m³/s が必要か、また、必要に応じて、水需給計画の点検・確認を行うよう要請することとしており、その旨は、第8章8.1で記載しています。</u>
第5章 複数の治水対策案の立案		
5-3	<p>河道の流下能力を科学的に評価して、治・対策案を検討すべき</p>	河道の流下能力を適切に評価することは重要であると考えています。
5-4	<p>治水対策案を「河川整備計画の目標と同程度の安全度」とすることに関して、以下のように</p>	今回の検証が厳しい財政事情を背景としていることに鑑み、河川整備計画が、長期的

	<p>すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川整備計画と同程度とすることは不適當 河川整備基本方針と同程度とすべき 近年の最大観測流量と同程度とすべき 河川整備基本方針との整合を図りつつ、河川整備計画の目標と同程度とすべき 	<p>ではなく二十～三十年間程度の期間を対象とした計画であること、目標を達成するために必要な河川整備の内容を具体的に定めていること、法に基づいて定める計画であること等を踏まえて、今回の個別ダムの検証においては、<u>河川整備計画における目標と同程度の目標を達成することを基本</u>として治水対策案を立案することとしています。</p>
5-5	<p>「河川整備計画と同程度の安全度」の「同程度」を明確にすべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 曖昧にすることによって安全度を低くすることが許容されることを懸念 	<p>基本的には、現在の各河川の河川整備計画において想定している目標と同じ目標を達成することとすべきですが、ダム、遊水地、河道掘削等の効果は各方策の実施箇所や洪水調節特性等によって異なり、全く同じ状態にすることが難しい場合が想定されること等から、「同程度」と記述しています。なお、検討に当たって、<u>どのような考え方で「河川整備計画と同程度の標」の治水対策案を立案したのか、明示することが必要</u>であると考えています。</p>
5-6	<p>治水対策案は河川整備計画レベルの目標に対して安全度を確保することとなっているが、ダムによる治水対策案の目標水準と差異があるのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ダムは段階的に容量を大きくすることが困難なことから、ダムを計画する場合には、河川整備計画を踏まえながら、基本方針レベルとせざるを得ない。 整備計画レベルを治水上の目標とするダムは、治水代替案とすることはできるのか。 	<p>一般的に、ダムは河川整備基本方針レベルの洪水を対象として容量等を設定しています。今回の検討では、治水対策案は、河川整備計画における目標と同程度の目標を達成することを基本として立案するものですが、<u>目標を上回る洪水等が発生する場合の状態も評価することとしており、河川整備基本方針レベルの洪水に対する安全度を評価</u>することができます。</p>
第6章 概略評価による治水対策案の抽出		
第7章 評価軸		
7-3	<p>できる限り文献や既往の調査結果を用いて検討を行うこととすべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな現地調査等を行う必要があるか 詳細な検討には、多大なコストや相当な時間が必要 	<p>検証に係る検討に当たっては、<u>できる限り最新のデータや技術的知見を用いて詳細に検討を行うことが必要</u>です。しかし、動植物に関する通年調査を新たに実施したり、新たな解析モデルを構築したりするためだけに長期間を費やすなど、現実的でない場合が考えられます。必要に応じて、文献や既往の調査結果など、各河川や流域で入手</p>

		可能な情報を活用して効率的かつ適切に検討を進めることが重要であると考えています。
7-17	(1)の●目標を上回る洪水等が発生した場合にどのような状態になるかの堤防の記述は、「堤防は、決壊しなければ被害は発生しないが、ひとたび決壊すれば甚大な被害が発生するので、決壊しない堤防または決壊しづらい堤防を極力導入し、そのことを前提として、目標を上回る洪水が発生する場合の状態を明らかにする。」と修文すべき。	各治・対策案は、幅広く様々な方策を組み合わせることで立案することとしており、特定の方策を導入することを前提とすることは考えていません。
7-24	ダムが中止になった場合、河川整備基本方針の目標の達成が可能かどうかを検討すべき。	今回の検証は、厳しい財政事情を背景としていることに鑑み、意見番号(5-4)で述べた考え方等によって現時点において、事業中の検証対象ダム事業を継続するか否か等の対応・針を検討するものであり、 <u>河川整備基本方針で定める長期的な目標をどのように達成するかを検討するものではない</u> と考えています。
7-27	評価軸「コスト」にいう、「完成までに要する費用」として、どのようなものを見込むのかを示すべき。 <ul style="list-style-type: none"> ダム完成後の観光による経済効果、環境が失われることへの影響等を・込むべき。 「コスト」と効果や影響との関係がわかりづらい。 	「完成までに要する費用」には、各方策の特徴、河川や流域の特性に応じ、各方策を実施する上で必要と考えられる費用を検討して見込むものと考えています。例えば、当該方策を実施することによって環境に影響を与えることが明らかであり、その影響を緩和する対策を講じることが適当と考えられるような場合には、その対策に要する費用も見込むものと考えています。 <u>なお、「コスト」という語句は効果や影響を含んで使われるような場合がありますが、今回の検討に当たっては、例えば、「ダム完成時の観光による経済効果」については「地域社会への影響」、「環境が失われることへの影響」については「環境への影響」等の評価軸で評価することができると考えています。</u>
7-30	ダムの計画堆砂量を科学的に調べ直すべき	<u>検討に当たっては、必要に応じダムの堆砂計画を改めて詳細に点検した上で、評価を行うこととしています。</u>
7-33	ダム事業者がコスト計算をすれば、ダム事業	意見番号(3-13)で述べたとおり、検

	を継続したほうがコストが低くなり、ダム事業継続を誘導することになるのではないか。	討主体が責任を持って検討し、透明性の確保を図って検討することとしています。
7-34	土地所有者等の協力の見通しを明らかにするのは困難ではないか	河川や流域の特性に応じ、可能な範囲でみ通しを明らかにすることが重要であると考えています。例えば、「関係地方公共団体からなる検討の場」において認識を深める過程において、見通しが明らかになることが考えられます。
7-40	各ダムの費用対効果分析を再検証すべき	意見番号（4-9）で述べたとおり、検証対象ダムについては、 <u>再評価実施要領に基づき費用対効果分析を実施することとなる</u> と承知しています。
第8章 利水等の観点からの検討		
8-9	水需要予測について、厳格な検証を行うべき	検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何 m ³ /s が必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請することとしており、その上で、検討主体において、例えば、上・であれば人口動態の推計など必要量の算出が妥当に行われているかを確認することとしています。
8-11	水資源開発基本計画の利水安全度への対策について示すべき。	今回の検証は水資源開発基本計画の対策について行うのではなく、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何 m ³ /s が必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行なうよう要請すること等により行うこととしています。
8-16	河川管理者には、水利使用の許可の権限があるのだから、利水参画者が水需要計画の点検・確認を行わない場合には、点検・確認を行うよう強力に要請することを検討主体に義務づけるべき。	多目的ダム事業は、河川管理者が行う治水事業と、利水参画者が行う利水事業の共同事業という性格を有し、治水事業のみ分離して評価を行うことが適切でないと考えられるため、利水事業についても、評価軸を新たなものとした上で検討を行うこととしています。 この趣旨を利水参画者にも十分理解いただき、検討に協力いただくことが重要であると考えています。
8-20	利水参画者がダム事業参画継続の判断をす	第8章の8. 3利水に関する評価軸で実

	<p>るために、あらかじめ利水対策案の実現性について示すべき。</p>	<p>現性について評価することとしています。</p> <p>なお、利水対策案については、利水参画者に提出し、意見聴取を行うこととしています。</p>
8-23	<p>利水参画者が行う必要な開発量の確認は、ダム反対運動の住民団体が加わった上で行うべき。</p>	<p>地域の意向を十分に反映するための措置を講じることが重要であり、パブリックコメントを行うこと、関係住民の意見を聴くこととしています。</p>
8-39	<p>水利権の見直しを適切に行うべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 農地面積の減少を反映すべき 	<p>利水代替案の検討に当たっては、ダム使・権等の振替や既得水利の合理化・転用のような方策も含めて検討することとしています。</p>
8-43	<p>多目的ダムの場合に、利水分のコストは残事業費に負担割合を乗じて算出するのか示すべき。</p>	<p>多目的ダムを評価する場合のコストについては、残事業費に当該目的の負担割合を乗じて算出したものを基本として検討することとなると考えています。</p>
8-44	<p>その他の費用として利水者が独自に必要な費用も含まれることを示すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新規配水施設など 	<p>既に整備済みの利水専用施設を活用できるか確認し、活用することが困難な場合には、新たに整備する施設のコストや不要となる施設の処理に係るコストを見込むこととしています。</p> <p>なお、このことについては8. 3 (2) コストの「なお」以下に記述しています。</p>
8-46	<p>関係する河川使用者には、漁業関係者を含むべき</p>	<p>当該部分は、関係する河川使用者として、水利用に関して河川に権利を有する者又は許可を受けた者を想定して記述しています。</p>
8-47	<p>その他関係者には漁業関係者を含むべき</p>	<p>当該部分は、その他の関係者の例をあげて記述しているものであり、検証に係る検討に当たっては、漁業関係者が想定される場合もあると考えられます。</p>
<p>第9章 総合的な評価の考え方</p>		
9-4	<p>コストではなく、安全度を最も重視すべき</p>	<p>一定の「安全度」を確保することを基本として、「コスト」を最も重視することとしています。</p>
9-5	<p>総合的な評価を行う場合は、コスト以外に以下のようなものを重視すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 実現性 ● 事業の緊急性 など 	<p>目的別の総合評価については、一定の安全度を確保することを基本として、コストを最も重視し、時間的な観点から見た実現性を確認し、さらに、最終的には、第7章で</p>

		お示しする全ての評価軸により総合的に評価することとしており、この段階で全ての評価結果が反映されるものと考えています。また、このような考え方によらずに、特に重視する評価軸により評価を行う場合等は、その理由を明示した上で行うことができることとしています。
9-8	①の「コスト」は完成するまでに要する費用のみでなく、維持管理に要する費用等も評価する。」に「ダム中止に伴って発生する費用」を加えるべき。	9章の①の「コスト」は完成までに要する費用のみでなく、維持管理に要する費用等も評価することとしており、この「等」には、「ダム中止に伴って発生する費用」が入る場合があると考えています。
第10章 検討結果の報告等		
10-1	国土交通大臣は検討主体からの検討結果を最大限尊重すべき。 <ul style="list-style-type: none"> 関係機関、関係住民、事業評価監視委員会等の意見を聴いた上での判断は地域の総意と言える。 	国土交通大臣は、直轄ダム及び水機構ダムについては、検討主体が提出する対応方針（案）に検討を加え、当該ダムの対応方針を決定します。補助ダムについては、対応方針を決定するのは検討主体であり、国土交通大臣は、対応方針及びその理由を踏まえ、当該ダムの補助金交付等に係る対応方針を決定します。国土交通大臣は、判断の決定理由、結論に至った経緯、判断の根拠等とともに公表することとしています。
10-2	再検討を指示・要請する場合の基準を示すべき。	国土交通大臣が再検討の指示又は要請を行うのは、第3章の3.3から第10章の10.1でお示しする手順や手法から乖離した検討が行われたと判断される場合であると承知しています。
10-3	再検討を指示・要請する際は、検討不足の点、必要な内容などを示すべき。 <ul style="list-style-type: none"> 地域や関係者から迅速な検証が求められているなか、再検討の要請の繰り返しを回避する。 	国土交通大臣が再検討の指示又は要請を行う際には、再検討が必要な理由等をお示しすることとなると考えています。
10-12	ダム以外の手法になった場合も中止ではなく事業凍結或いは事業延期とし、将来に可能性を残すべき。	今回の個別ダムの検証においては、当該ダム事業の継続の方針（必要に応じて事業方法、施設規模等内容の見直し及び配慮すべき事項を含む。）又は中止の方針（中止に伴う事後措置を含む。）を決定することとしています。